

なら食と農の魅力創造国際大学校校則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十二号

なら食と農の魅力創造国際大学校校則の一部を改正する規則

なら食と農の魅力創造国際大学校校則（昭和五十八年三月奈良県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する入学」を「の規定による入学又は短期の研修の受講」に、「校長」を「副校長」に改める。

第六条中「校長」を「副校長」に改める。

第九条第二項中「校長」を「副校長」に、「休業日を変更し」を「、休業日を変更し」に改める。

第十二条、第十三条、第十五条及び第十六条中「校長」を「副校長」に改める。

第十七条中「校長」を「副校長」に、「欠席が」を「、欠席が」に改める。

第十八条第一項中「校長」を「副校長」に、「休学が」を「、休学が」に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「校長」を「副校長」に改める。

第十九条及び第二十二条中「校長」を「副校長」に改める。

第二十三条第一項中「校長」を「副校長」に改め、同条第二項中「校長は、卒業することができる」を「なら食と農の魅力創造国際大学校の校長（以下「校長」という。）は、前項の規定により卒業を認められた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副校長は、学生が前項の基準に適合するときは、その進級又は卒業を認めるものとする。

第二十六条中「校長」を「副校長」に改める。

第二十七条中「及び受講手続は、校長」を「、受講手続及び修了の基準は、副校長」に改める。

第二十八条中「校長は、」を「副校長は、短期の」に改め、同条第二号中「校長」を「副校長」に改める。

第二十九条中「短期の研修を修了した者」を「前項の規定により修了が認められた研修生」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

副校長は、研修生が第二十七条の修了の基準に適合するときは、その修了を認めるものとする。

第三十条中「き損した」を「毀損した」に、「校長」を「副校長」に改める。

第三十一条中「校長」を「副校長」に改める。

第一号様式中「なら食と農の魅力創造国際大学校長」を「なら食と農の魅力創造国際大学副校長」に改める。

第二号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「なら食と農の魅力創造国際大学校長」を「なら食と農の魅力創造国際大学副校長」に、「本人の」を「本人の」に改め、同様式を第二号様式（その二）とし、同様式の次に次の様式を加える。

第 2 号様式（その 2）（第15条関係）

誓 約 書

年 月 日

なら食と農の魅力創造国際大学校副校長 殿

本人氏名

上記の者がなら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和 5 8 年 3 月奈良県条例第 1 4 号）第 7 条に規定する授業料の納付を履行しない場合は、保証人がこれを履行します。

保証人 住所

（ふりがな）

氏名



本人との続柄

連絡先

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。